岡山市児童養護施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　物価の高騰により運営に大きな影響を受ける市内の児童養護施設等を緊急的に支援するため，施設で使用する設備・機器を更新し，省エネ化を図るために必要な経費に対し，予算の範囲内において岡山市児童養護施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，岡山市補助金等交付規則（昭和４８年市規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

２　この要綱において，「児童養護施設等」とは，岡山市の区域内に設置される，次に掲げる事業を行うための施設又は事業所のうち，設置者が岡山市以外のものをいう。

（１）　児童養護施設　法第７条第１項に規定する児童養護施設をいう。

（２）　乳児院　法第７条第１項に規定する乳児院をいう。

（３）　児童心理治療施設　法第７条第１項に規定する児童心理治療施設をいう。

（４）　地域小規模児童養護施設　地域小規模児童養護施設の設置運営について(平成１２年５月１日付け児発第４８９号)に規定する地域小規模児童養護施設をいう。

（５）　児童自立生活援助事業所Ｉ型　法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業を行う施設のうち、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日　厚生省令第11号）第３６条の４の２第１号に規定する児童自立生活援助事業所Ｉ型をいう。

（６）　ファミリーホーム　法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，次の各号いずれにも該当する事業とする。

(1) 児童養護施設等の施設で使用する設備・機器を更新し，省エネ化するもの

(2) 更新前と比較し，設備・機器１台（ＬＥＤ照明設備の場合は一式）ごとに５％以上の省エネルギー効果が見込まれるもの

(3) 第２条第２項各号に定める施設ごとにおいて，設備・機器１台（ＬＥＤ照明設備の場合は一式）ごとの本体価格が，別表に定める基準額以上（税抜）のもの

２　前項の規定にかかわらず，児童養護施設等の施設以外に省エネ設備・機器を導入する事業は補助の対象としない。

（補助事業者）

第４条　補助金の交付を受けることができるのは，本市に所在する児童養護施設等を設置する法人又は個人とする。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するものは補助事業者としない。

(1) これまでに岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金（第１弾，第２弾，第３弾，第４弾，第５弾）の交付を受けたもの

(2) 令和８年９月１日以降に設置・運営を開始した児童養護施設等

(3) 規則第２０条第１項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消を受け，当該取消の日の属する年度の翌年度から起算して１年を経過していないもの

(4) 公序良俗に反する等，補助することが適当でないと岡山市長（以下「市長」という。）が認めるもの

(5) 市税を滞納しているもの

（補助金の交付の制限）

第５条　補助金の交付は，同一施設又は事業所において１回に限り受けることができる。

２　他の補助金等の制度の対象となっているものについては，補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第６条　補助事業の実施に際し支出される経費のうち，補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助事業者が補助対象事業を実施するために，必要な需用費，備品購入費，設置費並びにこれらの支出経費に係る消費税（消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として

控除される部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額した額。）とする。

２　補助金の交付額の算定に当たって対象外となる経費（以下「補助対象外経費」という。）は別表２に掲げるものとする。

３　補助対象経費は，令和８年９月１７日から令和９年２月１５日までの間に設置及び支払いを完了した設備・機器に係る経費とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の交付額は，第２条第２項各号に定める施設ごとにおいて，別表に定める補助基準額と，第６条の補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し，いずれか少ない額に３分の２を乗じて得た額とする。ただし，算出された額に千円未満の端数が生じた場合には千円未満を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第８条　補助事業者は，補助金の交付を受けようとするときは，規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で，第２条に定める施設・事業所ごとに，補助金等交付申請書（規則様式第１号）を，市長が定める日までに，市長に提出しなければならない。

２　規則第５条第１項第５号に規定するその他市長が必要と認める書類は，次のとおりとする。

ア　補助対象経費に係る支出の内容を証明する書類（見積書等）の写し

イ　補助対象経費に係る支出の内容にかかる内訳明細書の写し

ウ　設備・機器比較証明書（設備・機器メーカー又は納入業者が省エネルギー性能を証する書面）

エ　更新（入替）前の設備・機器の写真（設置状況等が分かるもの）

オ　市税の滞納無証明書

３　規則第５条第２項の規定により，同条第１項第１号から第４号の書類の添付は要しないものとする。

（交付の条件）

第９条　市長は，規則第７条第２項の規定に基づき，補助金の交付の決定に当たって，同条第１項各号に定める事項のほか，次の条件を付するものとする。

(1) 事業により取得し，又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械，器具及びその他の財産については，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適化法施行令」という。）第１４条第１項第２号の規定により，こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで，市長の承認を受けないで，この補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸付，担保に供し，又は廃棄してはならない。

(2) 市長の承認を受けて前項に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には，その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(3) 事業により取得し，又は効用の増加した財産については，事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効率的な運用を図ること。

(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により，補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は，その額を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第１号）により，速やかに市長に報告しなければならない。なお，補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社，一支所等）であって，自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず，本部（又は本社，本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は，本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また，補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には，その額を岡山市に返還しなければならない。

(5) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え，当該収入及び支出について証拠書類を整理し，当該帳簿及び申請書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

ただし，事業により取得し，又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は，前記の期間を経過後，当該財産の財産処分が完了する日，又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（決定通知）

第１０条　市長は，第８条第１項の規定に基づき補助金の交付申請があったときは，その内容を審査し，補助金を交付すべきものと認めたときは，補助金等交付決定通知書（規則様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認）

第１１条　補助事業者は，補助事業の計画を変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとするときは，遅滞なく補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書(規則様式第３号)を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　以下の内容については変更を認めないものとする。

(1) 補助金額の増額にあたる変更

(2) 使用用途の異なる設備・機器への変更

(3) 更新（入替）前の設備・機器の変更

３　市長は，第１項の規定による申請があったときは，その内容を審査し，適当であると認めたときは，変更・中止（廃止）を承認し，補助事業変更承認通知書（様式第２号），もしくは補助事業中止（廃止）通知書（様式第３号）により，当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において，市長は，必要な条件を付すことができる。

（状況報告，着手及び完了届の免除）

第１２条　規則第１３条に規定する状況報告及び規則第１５条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（補助金の返還）

第１３条　市長は，補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付を取り消し，既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助事業の全部又は一部を中止したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。

(3) 補助金等をその他の用途に使用したとき。

(4) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき，又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

（実績報告）

第１４条　補助金の交付の決定を受けた補助事業者は，補助事業等実績報告書（規則様式第５号）に次項に定める書類を添付して，市長が定める日までに，市長に提出しなければならない。なお，規則第１６条第１項第１号の書類の提出は要しない。

２　規則第１６条第１項第２号に規定するその他市長が必要と認める書類は，次のとおりとする。

ア　既存設備・機器の廃棄等証明書

イ　補助対象経費にかかる納品書の写し

ウ　補助対象経費の支払い状況が明らかになる書類（請求書・領収書）

エ　補助対象経費の支払い内容にかかる内訳明細書の写し

オ　補助対象設備・機器等の設置状況が確認できる写真

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は，令和８年９月１７日から施行 する。

２　この要綱は，令和８年度限りでその効力を失う。ただし，この要綱に基づき交付された補助金については，第９条及び第１３条の規定は，同日以降もなおその効力を有するものとする。

別表（第３条，第７条関係）

実施主体	補助基準額	１台あたりの基準額
児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設	１施設あたり 3,000,000 円以内	１台あたり （ＬＥＤ照明設備の場合は一式） 225,000 円以上 ※基準額は撤去費，消費税等含まない。
地域小規模児童養護施設、児童自立生活援助事業所Ｉ型、ファミリーホーム	１施設あたり 1,500,000 円以内	１台あたり （ＬＥＤ照明設備の場合は一式） 150,000 円以上 ※基準額は撤去費，消費税等含まない。

別表２（第６条関係）

補助対象外経費

① 交付決定よりも前に事業に着手（契約，発注，購入等）した経費

② 申請者が所有していない設備・機器の更新に要する経費

③ 申請者がエネルギー経費（電気・ガス代等）を負担していない設備・機器の更新に要する経費

④ 国・県・市等の補助金と重複する経費

⑤ 一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品

⑥ 他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等（事務用のパソコン，プリンタ，タブレット等）

⑦ 太陽光発電設備等，再生可能エネルギーを活用した設備・機器

⑧ 既存設備・機器等の撤去費用

⑨ 既存設備・機器等の廃棄費用（処分費用，フロン回収費用），リサイクル料金

⑩ レンタルまたはリースする場合の費用

⑪ 通信費（切手代，携帯電話料金，Wi-Fi 使用料，インターネット回線使用料，プロ

バイダー料金等）

⑫ 支払にかかる手数料等（振込手数料，代引手数料，ネット決済手数料等）

⑬ 決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用

⑭ 公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

様式第１号（第９条関係）

年　　月　　日

岡山市長　　様

補助事業者　住所又は所在地

設置者名

施 設 名

代表者名

岡山市児童養護施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

岡山市児童養護施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について，下記のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額　　金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助金等返還相当額）

金　　円

３　添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し，課税売上割合等が把握できる資料，特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

※　補助金返還額がない場合であっても，報告すること。

様式第２号（第１１条関係）

補助事業変更承認通知書

第　　号

年　　月　　日

住所又は所在地

設置者名

施 設 名

代表者名　　殿

岡山市長

令和　　年　　月　　日付で変更申請のあった岡山市児童養護施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金については，下記のとおり変更して交付することに決定しましたので，岡山市児童養護施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定に基づき通知します。

記

変更交付決定額　　円

様式第３号（第１１条関係）

補助事業中止（廃止）通知書

第　　号

年　　月　　日

住所又は所在地

設置者名

施 設 名

代表者名　　殿

岡山市長

令和　　年　　月　　日付で中止（廃止）申請のあった岡山市児童養護施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金については，補助事業を中止（廃止）することに決定しましたので，岡山市児童養護施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定に基づき通知します。

記

中止（廃止）の理由：